

人事院公示第 6 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 58 年人事院公示第 4 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 31 日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (略)
二 人事院規則 1 6—2（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則 1 6—2（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）に規定する次に掲げる事項
(1) (略)	(1) (略)
(削る)	<u>(2) 第 2 条の 2 の規定に基づき、実施機関が船員の平均給与額を算定する場合に日額旅費（当該船員が行政執行法人</u>

(2) (略)

(3) 第6条の2第1項第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。

(4) (略)

三 人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(3の2) 第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(4)～(12) (略)

四 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項

の職員である場合にあっては、これに相当するもの又は旅行手当（当該船員が行政執行法人の職員である場合にあっては、これに相当するもの）のうちの一部で人事院が定めることとされているものについて定めること。

(3) (略)

(4) 第6条の2第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。

(5) (略)

三 人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(新設)

(4)～(12) (略)

四 人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項

(1)～(16) (略)  (削る)	(1)～(16) (略)  <u>(17) 第37条の規定により読み替えて適用する第30条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日について定めること。</u>
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。